

独立行政法人国立青少年教育振興機構の見直し内容

令和 7 年 8 月 29 日
文 部 科 学 省

1. 政策上の要請及び現状の課題

(1) 政策上の要請

独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「青少年機構」という。）は、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的として、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行っており、全国に 28 か所の青少年教育施設（以下「国立施設」という。）を設置している。

第 4 期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症のまん延を契機として、体験活動の提供や、国立施設での研修の受入れが激減したものの、「教育振興基本計画」（令和 6 年 6 月 16 日閣議決定）においては、「新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組むとともに、指導者の資質の向上や青少年教育施設の効果的な利活用に取り組む」こととされている

また、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）においても、「遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点である」ことが記載されるとともに、「こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する」こと、並びに「地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮する」ことが定められている。

青少年機構が令和 4 年度に実施した調査の結果によると、学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供（小学 1 年生～ 6 年生）の割合は、直近の令和元年度の調査と比較しても 13 ポイント減少しており、これらの子供たちの体験機会の減少や、体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を果たす公立の青少年教育施設の減少など、青少年教育を取り巻く様々な環境が縮小傾向にある中で、デジタル環境の進化が進む今だからこそ、

改めて「体験活動は人づくりの“原点”」であるとの認識を再確認し、青少年に対してリアルな体験を意図的・計画的・継続的に提供する体制を全国的に備えることが重要であると考えられる。

（２）現状の課題

①社会全体の課題

- 学校外自然体験活動の参加割合の減少（青少年教育団体の活動減少／子どもゆめ基金助成事業の助成事業数減少／体験格差 等）
- 学校教育活動の集団宿泊活動における教師の負担増や学校行事の精選
- 出生数の低下による青少年人口の減少

②組織内部の課題（改善や推進が必要なもの）

- 人材育成体系の構築（特にプロパー職員の教育・管理運営・マネジメントに関する専門性の向上）
- 我が国全体の青少年教育の先導役としての取組実施
- 国立施設の利用促進策の実施
- インフラマネジメントの徹底
- デジタル技術の活用などの内部管理業務の効率化
- 安定的な財政基盤の確保
- 客観的なデータに基づく経営の実施
- 内部統制・ガバナンスの強化
- コンプライアンス意識の向上
- 情報リテラシーの向上

２．講ずるべき措置

上記で述べた本法人に求められる政策上の要請及び現状の課題を踏まえ、以下の措置を講ずる。

（１）中期目標期間

中期目標の期間は、令和８（２０２６）年４月１日から令和１３（２０３１）年３月３１日までの５年とする。

（２）中期目標の方向性

前述のように、体験活動を始めとした青少年教育は、引き続き重要であり、人口減少社会となった際でも、我が国の将来を担う青少年に対して、リアルな体験を意図的・計画的・継続的に提供する体制を全国的に備えることが重要である。

日本社会が直面する社会環境の変化や課題に対して、柔軟に対応することを前提としつつ、次期中期目標期間においては、以下の観点で取組を進める。

① ナショナルセンター機能の明確化

○ 先導的取組の開発や実践研究の実施

青少年機構が設置する青少年教育研究センターの機能等も活用し、専門性の高いモデル的な事業や課題を抱える青少年を支援する事業等の開発を行う。

○ 指導者養成の実施

公立青少年教育施設や民間団体・企業等が提供する教育研修プログラムの質の向上に向けて、青少年教育指導者の養成や質向上に向けた取組を一層強化する。

○ 内部人材育成

青少年機構が、青少年教育の専門家集団となるため、計画的な人材育成を実施する。その際、一定のエリアごとに、その地域の青少年教育を活性化させる機能を持つ職員の育成を行う。

○ 国際交流の実施

国際平和への貢献や、日本型教育の海外展開等の観点も含めて、国内外の関係機関や団体等と連携して、青少年や青少年教育指導者の国際交流事業を行う。

② 国立施設の利用の促進

青少年機構が設置する国立施設の利用促進を図り、青少年のみならず、多様な利用者に対する体験機会の提供を行うため、利用者のニーズを重視したサービスの提供を徹底する。

○ 付加価値の高い教育研修プログラムの開発

○ 学校の集団宿泊活動における教員負担の軽減に資する直接指導の実施

○ 新たな利用者層の獲得

○ 施設利用を前提としないアウトリーチ型の取組の提供

○ 従来の枠組みにとらわれないアイデアや創意工夫の導入に向けた民間活力の導入

○ 魅力的な施設への転換

○ 適正な利用料金の設定

③ インフラマネジメントの徹底や施設運営の効率化・合理化

安心・安全な施設の維持や、魅力的な施設への転換に向けたインフラマネジメントを徹底し、「事後保全」から「予防保全」への転換を図る。また、管理運営業務の効率化・合理化を実現し、経営資源の選択と集中を実施する。

○ インフラ維持管理のための人材確保や民間活力の導入

○ 施設運営における民間活力の導入

○ 管理運営業務の効率化（DX化）

- コスト意識の徹底と戦略的な経営資源の分配

④ 業務運営の改善

- 国立施設の機能別分化の検討
- 法人全体の目標管理体制の徹底
- 目標達成に向けた法人事務組織の再編の検討
- 組織マネジメント人材の育成
- 組織風土・文化の改善や働きやすい職場環境の構築
- 内部統制及び組織統治（ガバナンス）並びにコンプライアンスの徹底
- 情報セキュリティ対策の徹底